

日影による中高層の建築物の制限（富士宮市）

地域または地区	容積率	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄 日影時間	
				敷地境界線からの水平距離が10m以内	敷地境界線からの水平距離が10m超え
第1種低層住居専用地域	60%又は80%以下	軒高7m超え又は地階を除く階数3以上	1.5m	3時間	2時間
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	100%以下	軒高7m超え又は地階を除く階数3以上	1.5m	4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	100%又は150%以下	高さ10m超え	4m	3時間	2時間
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	200%以下	高さ10m超え	4m	4時間	2.5時間
近隣商業地域又は準工業地域	200%以下	高さ10m超え	4m	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）	200%以下	高さ10m超え	4m	4時間	2.5時間

建築基準法別表第4、静岡県建築基準条例第48条の2